

## 長浜市市民自治基本条例策定委員会（第4回）会議要点録

日 時：平成20年9月1日（月）午後2時00分～午後4時30分

場 所：長浜市役所本館3階 第1会議室

出席委員：11名

欠席委員：5名

市・事務局等：川崎企画部長

市民協働課 草野担当課長、酒井副参事、佐治主事

ファシリテーター（中奥良則 氏）

### 1．開会（進行：草野担当課長）

### 2．あいさつ（高橋会長）

・本年度は現在までに、先進地への訪問等を経て見識を深めていただいているほか、部会のワーキンググループによる具体的な内容検討をしていただいているが、本日はそうした協議によりとりまとめていただいた成果について、共通理解のもと確認をさせていただきたい。

また、今後も引き続き残りの項目について協議をしていただき、協働のまちづくりのためのルールづくりにお取組みをいただきたい。

### 3．議事（進行：高橋会長、説明；酒井副参事）

#### （1）条例策定作業の進捗状況について

別紙資料により、事務局より状況説明

- ・これまでの取組の中でそれぞれのまとめ（グループ等）ごとの検討経過を説明
- ・現在までで全検討予定項目のうち概ね半数近くまで協議がされた。

#### （2）条例内容の確認について

これまでの個別グループ単位での検討内容、結果について資料のとおりとりまとめ、現時点においての成果内容として確認を行った。

（全体協議の主な内容は次のとおり・・・項目順に列挙）

#### （3）定義について

・市民活動、団体を強制的に提言しているところも多いが、ここでいう「まちづくりに関係する団体」という表現は非常にあいまいで比重が軽いということが気になる。

具体的には、まちづくりに関係のある団体という表現では大括りすぎる。市として今後育成していくなどこうした団体の活動を協調していくべき事項とするならば詳細な定義がほしいところである。

・市がすすめるようとしているまちづくりと組織が明確になっているならばそうした事柄の定義もきちっとしておいたほうがよい。

- ・まちづくりと自治を使い分けているのならば、自治等に関する定義も必要かと思う  
まちづくりに関係のある団体に関する表現については、この定義の項目であるのか、個別の項目で説明していくのかの方法がある。今回は後者の考え方で表現しているため、定義のなかではあえて簡略化している。ただ、ここで詳しく表現すべきという意見があれば今後の協議提案のなかで加えていき、提案させていただきたい。また、こうしたことは全体を列挙して考える必要もあるため、進捗状況をみて再度提案させていただきたい。

### (3) 市民主権について

- ・「参加」、「参画」という表現について、今回提示されている成果のなかでは形態がまちまちであるため、全体的に整理したほうが読みやすい。
- ・この項目は(5)市民の権利責務に包括される内容であり、(5)をもう少し補足しながら一本化できるのではないか。
- ・市基本構想のなかでも市民参加は参画という表現がされている。  
他の表現と同様に「参画」という文言で統一する。

### (4) まちづくりの目標、自治の基本原則について

- ・まちづくりの目標と自治の基本原則については重複している内容であり、おそらく議論の段階で自治とまちづくりの項目を別々に行った結果だと考えるが、自治とまちづくりについて整理していけば一本で表現できるのではないか。  
策定にあたっては、個別項目であげられている名称を基本に検討をするという作業であり、重複している項目も含め個々のものとして検討をしているため、各委員の皆さんが最終的にどうしたほうが適切かという判断をしていただければよいかと考えているため、できあがる経過において検討しながら整理していく。また、その結果として同じような内容の項目がいくつかできあがることも想定されるため、全体をならべていく際に条項同士の整理や内容の付加などの作業をしていきたい。

### (7) 情報共有の原則について

- ・まちづくりに関する情報ということに特化した内容となっているが、(8)の行政情報の項目を含めるということであれば(7)の内容にもう少し行政情報の関連事項を表現しないと特定情報以外は対象外ということになってしまわないか。
- ・情報公開やパブコメなどの規定については義務規定であると思うが、この条例の表現のなかでは他の項目と同じように努力規定としての表現にとどめている。条例の中で義務規定としていくことが実効性の確保につながると考えるが。  
すでに一般的な行政情報については、条例、要綱により公開等ができるよう規定をしているため、(7)ではあえてまちづくり情報に特化したような表現としている。また、グループから提言のあった内容についてもそうした傾向であったためこのような表現となった。あえてこの条例のなかでも必要ということであれば(7)の項目において、行政情報に関する項目を入れるよう検討する。

義務規定については、あえて強調はしなくても他の条例、要綱などで行政が行うべき義務としてすでに規定されているため、この条例のなかではこの義務に対してさらに一層の努力をはらうという表現にとどめている。

#### (12)意見等への対応について

・本項目は他項目に含まれるためあえてここではあげないということであるが、そうということであれば、これらのふくまれる他項目(11)でだれが読んでもわかる表現(具体表現)で付け加えるほうが適切でないか。

実際に提案しているものについては、具体的に加えているところや簡単に表現している部分があるため、いまほどのご意見を参考に表現方法を検討する。

#### (13)行政評価について

・行政評価の項目においてはまちづくりの評価ということを示されているが、評価の方法、内容がよくわからないため、具体的行政評価として別項目(別項)で起こして表現してはどうか。まちづくりの評価だけでは行政に対する評価という観点からずれていってしまうのではないか。

・行政評価はまちづくり評価として整理してしまうことになるのか。まちづくり評価はそれ自体必要と考えるが、別項目として行政評価も必要ではないか。

現段階では具体的方法を特定できないためあげていないが、今後議論がされていくなかで適切な内容であり、将来にわたり普遍となるような方法、事項が明確にされてくればこうした項目にかかげていくことになるかと考えている。

まちづくりの評価については第三者評価であるが、行政の評価は自らが評価するということになる。こうしたことも項目を区分する際に念頭におき、別項目として内容検討を行う。

#### (15)自治体運営について

・自治体とは何かという意味が定まっていないので「自治体」についての定義(市、市民、議会)を明確にし、全体を通じ表現の統一が必要  
全体の表現を点検しながら確認する。

#### (17)総合計画等における参加について

・参加協働の項目の中であげている具体的な対応については、末尾を「～すること」という結びとするか、具体的例示をして実施する事項を明らかにするほうがよりわかりやすい。

これについては、すべて具体例をあげるということもできないのため、今後の運用を考え、「～すること」という表現にするよう検討する。

#### (18)意見の提出について

・計画等における重要度をはかる基準について規定する必要はないのか。たとえば数

値とか規模とか考えられるが、すべて主観的な基準によるものか。

基本的には、その時節における施策の方針等にかかるものである。しかし。これらも経年の進捗状況により重要度が変化していくものであるため、具体的に事項として表したり数値基準で示したりということはできないものであるということでご理解をいただきたい。ただしその時点で、パブリックコメントなどの要綱等に重要事項の対象として規定されるものは、この条例の中でも当然重要事項としての取扱をすべきものであるという考え方である。

そのほかの事項全般について

・こうしてならべてみるとやはり難しい文言、表現になってしまっているようにも思えるため、一般市民への受け取り方も心配されるところがある。

・文言において市民、市、議会あるいは自治体（市民、市、議会）という表現があるが、全体において統一性をもたせながら使い分けるといった必要があるのではないか。

現在提示している内容の表現については、読みやすさも考慮し、一般的な条例の口調である「である調」の文体で統一しており、できるだけ簡略な表現となるようにしている。最終的には「ですます調」の表現についても例示したいと考えているので、その際にどちらが本条例の表現として適切かご検討願いたい。

定義での追加規定も含め、こういった表現がよいか、また、わかりやすくするためにはどんな表現があるのかについて、今後に向け検討していきたい。

（３）その他について

・特になし

〔以上のとおり協議確認を行い、今回中間報告として提案された内容については、委員相互の共通理解により概ね了承を得られたものとして取扱い、本日の意見等についてはこれをベースに今後の策定作業の中で検討していくこととなった。〕

また、残りの項目については10月末までをめどに検討を継続するものとし、11月初旬の部会あるいは委員会において成果検討をしていくこととなった。〕